

平成 16 年 4 月 30 日
薬食発第 0430002 号
平成 16・04・21 製局第 2 号
環保企発第 040430002 号

厚生労働省医薬食品局長

経済産業省製造産業局長

環境省総合環境政策局長

「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取り扱いについて」の一部改正について

第二種監視化学物質の指定を行う際の試験成績として「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条の二の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の試験成績」(平成 16 年厚生労働省、経済産業省、環境省告示第 3 号)が告示されたことに伴い、「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取り扱いについて(平成 15 年 11 月 21 日薬食発第 1121004 号、平成 15・11・17 製局第 4 号、環保企発第 031121005 号)」の一部を下記のとおり改正し、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

記

別添の 1 の (1) の 中「ほ乳類を用いる 28 日間の反復投与毒性試験」を「ほ乳類を用いる反復投与毒性試験」に改める。

様式 1 の (注 3) 「(28 日間の反復投与毒性試験)」を「(反復投与毒性試験)」に改める。